

京都府流域下水道事業経営審議会第4回財政部会（開催結果）

1 日 時 令和5年8月21日（月） 午後3時～3時45分

2 場 所 ZoomによるWeb会議

3 出席者 委員 西垣部会長、藤木委員、吉川委員
（5名中3名出席） ※佐藤委員、中筋委員が欠席
佐藤委員からは書面で意見書提出

京都府 曾和建設交通部公営企業管理監兼副部長、
長谷川水環境対策課長 他

4 結果概要

- 京都府から以下の議題について説明し、審議。
 - （1） 令和4年度流域下水道事業決算の見通しについて
 - （2） 資本金の額の減少について
- 資本金の額の減少については、今後京都府議会へ議案を提出する。

5 主な意見

（西垣部会長）

- ・ 資本金の額の減少、いわゆる減資について、過年度の累積欠損金が今後解消するめどがなく、会計上累積欠損金を引きずっていくメリットがないことから、この際、減資すれば良いと思う。

（藤木委員）

- ・ 流域下水道事業で公営企業会計を採用している趣旨の一つとしては、他の流域下水道事業と横並びで比較できることがあると思うが、会計処理の方法が都道府県によって違っていると、比較ができなくなるという恐れがあり、できるだけ同じような方向で仕訳されることが望ましい。今回の見直しはその方向なので良いと思う。
- ・ 会計ルールの変更によって過去に資本金に積み上げて計上していたものを減資するわけなので、今回の減資は当然かなと理解している。

（吉川委員）

- ・ 減資については、やっていただいたら良い。
- ・ かねてからお願いしているが、維持管理については、京都府においてできるだけ効率的な執行に努めていただき、できるだけ市町の負担が軽減されるような努力を引き続きお願いしたい。

○意見書提出による意見

(佐藤委員)

- ・ 会計処理の見直しについては、法令の範囲内での変更であり妥当と考えられる。
- ・ 資本金の額の減少（減資）は、法令に基づいたものであり、妥当と考えられる。
- ・ 資本費分市町負担金を収益的収入とすることにより、その性格が維持管理費として位置づけられるとともに、市町負担金の算定上、関係市町に特段の不利な影響を及ぼすことがないものと認められる。
- ・ 経営戦略の見直し時期については、今後数年の決算状況を踏まえて行うことが妥当と考えられる。

以上